

役員報酬規程

社会福祉法人 根室隣保院

社会福祉法根室隣保院 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人根室隣保院の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

2 この規定に定めのない事項については、法令並びに定款あるいは、理事会の議決を経た後の評議員会の決定に従うものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、これに評議員を含めて役員等という。
- (2) 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。

(常勤理事の報酬)

第3条 常勤の役員等の役職に就いている事による報酬は無報酬とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。また、説明員として出席した理事については第1項と同様の扱いとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費相当額を支弁する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事及び監事が、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務に当たった

場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費相当額を支弁する。

(監事の報酬等)

第 6 条 監事が理事会に出席した時は、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に法人の業務を行った場合は、理事会の出席報酬のみ支給するものとする。

2 監事が評議員会に出席した時は、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に法人の業務を行った場合は、評議員会の出席報酬のみ支給するものとする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査及び、運営状況の指導または監査の業務を行った場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

4 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費相当額を支弁する。

(費用)

第 7 条 役員等が、法人業務のための出張等に係る出張手当及び費用は旅費規程に基づき支弁する。

(職員と兼務する理事の報酬)

第 8 条 職員と兼務する常勤の理事に対する月額報酬、理事会及び評議員会の出席報酬及び日常の法人運営に係る業務の勤務報酬は無報酬とする。

(改正)

第 9 条 本規定の改正は、理事会の議決を経て、かつ評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規定は、平成 29 年 6 月 14 日より適用する。

別表 1

理事会・評議員会の出席報酬（1回あたり）

| 役職 | 報酬 | 実費弁償費 |
|-----|--------|------------|
| 理事 | 7,000円 | 実費相当額を支給する |
| 監事 | 7,000円 | 実費相当額を支給する |
| 評議員 | 5,500円 | 実費相当額を支給する |

別表 2

役職別日当一覧（1日あたり）

| 役職 | 報酬 | 実費弁償費 |
|-----|--------|------------|
| 理事 | 7,000円 | 実費相当額を支給する |
| 監事 | 7,000円 | 実費相当額を支給する |
| 評議員 | 5,500円 | 実費相当額を支給する |